

住民異動・印鑑登録における停止の申出の取扱要領

住民異動届出、印鑑登録の届出等及び印鑑登録証明書の請求を本人又は本人が指定した代理人以外からは受け付けないことを求める申出（「停止の申出」という。以下同じ。）については以下のとおり取り扱う。

（申出の対象）

第1条 停止の申出の対象となる届出等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4章及び第4章の3の規定による届出（以下「住民異動届出」という。）
- (2) 豊中市印鑑条例（昭和50年豊中市条例第23号）第3条による申込み並びに第9条及び第11条の規定による届出（以下「印鑑登録の届出等」という。）
- (3) 豊中市印鑑条例第14条の規定による証明書の交付請求（以下「印鑑登録証明書の請求」という。）

（申出の範囲）

第2条 停止の申出は、本人に関するものに限る。ただし、住民異動届出における次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 世帯主が、世帯構成員に関する停止の申出をする場合
- (2) 15歳未満の未成年者の親権者が、当該未成年者に関する停止の申出をする場合
- (3) 成年後見人が、その成年被後見人に関する停止の申出をする場合

（申出書の提出）

第3条 停止の申出は、申出人が市民課、庄内出張所、新千里出張所のいずれかに来庁のうえ、顔写真（6か月以内に撮影したものに限り。）を添付した申出書を提出することにより行う。

（申出の受付及び事務処理）

第4条 前条による申出書の提出を受けた職員は、申出書の記載事項及び顔写真並びに戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱第2条の規定に基づく本人確認を実施し、申出人が本人であることを確認する。

- 2 職員は、前項の確認の後、申出人の了承を得て本人確認書類の写しを申出書に添付する。
- 3 職員は、申出書に課（所）長の決裁を受け、他の課（所）に申出書の写しを速やかに送付する。

（申出による措置）

第5条 申出人又は申出書により指定された代理人（以下「申出人等」という。）以外の者が住民異動届出を行った場合は、これを受理しない。ただし、世帯構成員又はその法定代理人が行う自らに関する届出は、この限りでない。

- 2 申出人等以外の者が印鑑登録の届出等を行った場合は、これを受理しない。
- 3 申出人等以外の者が印鑑登録証明書の請求を行った場合は、これを発行しない。

(申出による措置の有効期間)

第6条 停止の申出による措置の有効期間は、申出書を提出した日から6か月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申出人はいつでも申出事項を取り下げることができる。なお、この取り下げは申出を行った課(所)で、第3条に規定する本人確認書類を提示して行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申出人の住民登録がなくなった場合には、当該申出人に係る措置は、その効力を失う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1条第3号に関する停止の申出をした者が住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成20年豊中市条例第23号)第2条各号に規定する印鑑登録証明書の交付を受けるサービスの申込みを行ったときは、第1条第2号及び第3号に関する停止の申出による措置は効力を失う。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年5月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年11月5日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年2月2日から実施する。